



自治基本条例キャラクター
じっちい

札幌市自治基本条例

制定：平成18年(2006)年10月3日
施行：平成19年(2007)年 4月1日
改正：平成26年(2014)年10月6日

前文

私たちのまち札幌は、北の大地に、自然の恵みとともに暮らしてきた人たちと、日本各地から移り住んできた人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、はぐくみながら、外国の先進の英知も取り入れて、北方圏の拠点都市として飛躍的な発展を遂げてきました。

「わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です」とうたい出される札幌市民憲章は、こうした札幌の歴史と風土そして自然環境を誇りとし、昭和38年に市民の総意として制定され、永く市民の心のよりどころとなっています。

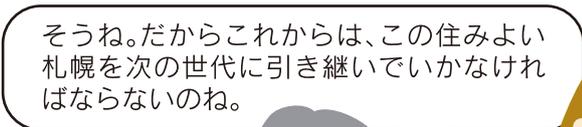
私たちには、この気高い市民憲章を札幌の心としながら、先人の築いたまちを、更に良いまちにして未来の世代に継承していく責任があります。

私たちは、平和を愛し互いを尊び、多様な価値観を認め合って、すべての市民が平穏な暮らしの中で自己実現できる札幌でありたいという、一人一人の札幌への思いが、世界の人々が思い描く理想と響き合うことを願っています。そして、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人の縁と地域の絆を大切に力を寄せ合い、まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌を目指します。

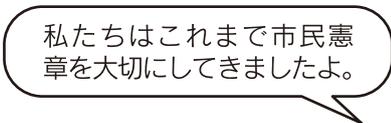
そこで、私たちは、まちづくりの担い手である市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、私たちのまちを私たちみんなの手で築いていくために、まちづくりの最高規範として、ここに札幌市自治基本条例を制定します。



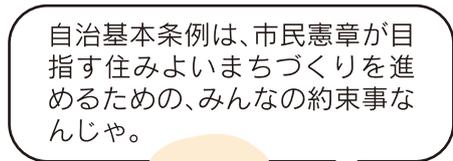
長い歴史の中で、いろいろな人たちががんばってきたから、今の札幌があるんだね。



そうね。だからこれからは、この住みよい札幌を次の世代に引き継いでいかなければならないのね。



私たちはこれまで市民憲章を大切にしてきましたよ。



自治基本条例は、市民憲章が目指す住みよいまちづくりを進めるための、みんなの約束事なんじゃ。



札幌市民憲章

わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です。
元気ではたらき、豊かなまちにしましょう。
空も道路も草木も水も、きれいなまちにしましょう。
きまりをよくまもり、住みよいまちにしましょう。
未来をつくる子どものしあわせなまちにしましょう。
世界とむすぶ高い文化のまちにしましょう。

昭和38年(1963年)11月3日制定

第1章 総則

目的

第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の役割及び責務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

定義

第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。

2 この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。

3 この条例において「市政」とは、まちづくりのうち市（議会及び市長等をいう。以下同じ。）が担うものをいう。

この条例の位置付け

第3条 市及び市民は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。



基本理念

第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。

2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。

3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。

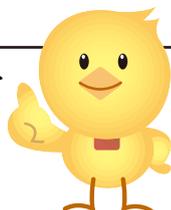
まちづくりの基本原則

第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。

2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。

3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。

そうですね。市民が直接活動することが全部ではありません。市民は、議会・市長を信頼して市政を任せていることも書いています。でも、すべてお任せではありませんよ。



第2章 市民

まちづくりに参加する権利

第6条 すべての市民は、まちづくりに参加することができる。

市政の情報を知る権利

第7条 すべての市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

市民の責務

第8条 市民は、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進めるものとする。

2 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。

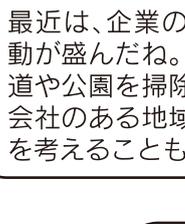
3 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

事業者の責務

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。



私たちには、「まちづくりに参加する権利」と「市政の情報を知る権利」があるんですね。



最近、企業のまちづくり活動が盛んだね。会社の周りの道や公園を掃除していたよ。会社のある地域のまちづくりを考えることも大事なんだね。



商店街も、地域の環境美化や、子どもの見守りをしたり、まちづくりでがんばっているんじゃ。

第3章 議会及び議員

議会の役割及び責務

第10条 議会は、本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。

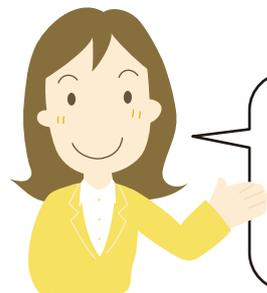
3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。

市民に開かれた議会

第11条 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。

2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。

議会は、どんなことをしているのかな？



広報さつほろの「市議会の動き」のコーナーで、市議会の様子が分かるわよ。それにインターネットでも、議事録や議会の様子が見られるの。



子どもにも分かりやすいホームページもあるし、議会についてのクイズもあって、面白いわよ。



議員の役割及び責務

第12条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

- 2 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。
- 3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとする。

第4章 市長及び職員

市長の役割及び責務

第13条 市長は、本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、内部組織の運営その他の職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。

- 2 市長は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、市政の運営に反映させるものとする。この場合において、市長は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴くよう努めるものとする。

職員の責務

第14条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。

職員の育成

第15条 市長その他の任命権者は、職員の適材適所の配置及び登用、職務能力の開発等を通じて、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めるものとする。

市役所に任せている仕事は、
しっかりとやってもらいたいですね。



職員は、いつも市民の立場に立
ってもらいたいものだよ。
職員も市民の一員なんじゃからな。



第5章 行政運営の基本

行政運営の基本

第16条 市長等は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。

- 2 市長等は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。
- 3 市長等は、まちづくりを進めるために必要な条例の立案及び規則等の制定改廃を適切に行うとともに、法令の解釈及び運用を適正に行うものとする。
- 4 市長等は、本市の関与の大きい出資団体について、その設立目的に沿った適正な運営等の視点から、必要な指導及び調整を行うものとする。



税金が市民のために効率的に使われることも市民自治だと思うわ。

総合計画等

第17条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

- 2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参加を得るものとする。
- 3 市長等は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。
- 4 前2項の規定は、まちづくりに関する重要な計画（総合計画を除く。）について準用する。

財政運営

第18条 市は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

- 2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。



「計画」とか「財政」ってなんだか難しそうだから「分かりやすく」って何度も書いてあるんだな。言葉遣いだけじゃなくて、グラフや絵を使って分かりやすく説明することも大切だね。



それに、市役所の仕事の流れが分からないと、いつ、どんな意見を言ったらいいかも分かりませんね。



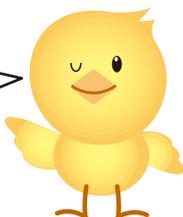
この「行政運営」の部分は、市役所の仕事の「見取り図」みたいなものなんじゃ。

行政評価

第19条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。

- 2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

市の仕事が、市民に役に立っているかどうか確かめるのが「行政評価」です。



ただ熱心に仕事をするばかりじゃなくて、仕事が役に立っているかどうか、市民の意見も聞いて確かめることが大切なんじゃよ。

公正で信頼の置ける行政運営の確保

- 第20条 市は、公正で信頼の置ける行政運営を確保するため、監査委員制度及び外部監査制度のほか、必要な制度の整備を進めるものとする。
- 2 市は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、並びに行政を監視し、及び行政の改善を図るため、別に条例で定めるところにより、オンブズマンを置くものとする。
- 3 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。

第6章 基本原則によるまちづくりの推進

第1節 市民参加の推進

市政への市民参加の推進

- 第21条 市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。
- 2 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。
- 3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。
- (1)実施の時期が適切であること。
 - (2)効果的かつ効率的な方法によること。
 - (3)事案に関係する市民又は地域に係る市民が参加できること。
 - (4)性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。
- 4 市長等は、附属機関について、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければならない。
- 5 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての意見公募制度を設けるものとする。
- 6 市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。
- 7 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。



子どもや障がいのある人は、なかなか意見が出せないんじゃないかな…。



それで「性別や年齢、障がいの有無などによって不当に不利益を受けないこと」に配慮するって書いてあるんです！



意見を出すのにはどんな方法があるのかしら？



審議会や市民会議の委員に応募したり、計画や条例の案ができたときに意見を出したり、提案をしたり、いろいろあるんですよ。

住民投票

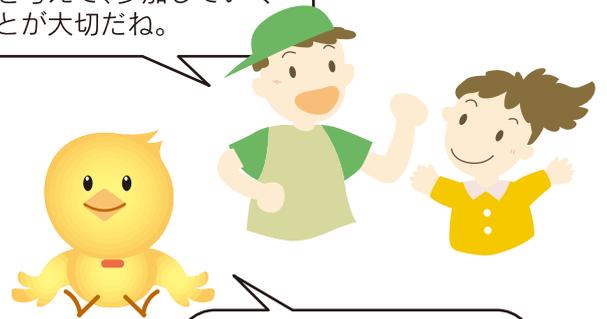
- 第22条 市は、市政に関する重要な事項について、住民(市内に住所を有する者(法人を除く。))をいう。)の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。
- 2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

市民によるまちづくり活動の促進

第23条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。

2 市は、まちづくりについて、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければならない。

僕たちもまちづくりのことを考えて、参加していくことが大切だね。



子どもが参加できるように、大人が考えていかなければならないことが書いてありますよ。

青少年や子どものまちづくりへの参加

第24条 市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう、必要な配慮に努めなければならない。

第2節 情報共有の推進

情報公開

第25条 市は、市政に関して、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する公文書を適正に公開するものとする。

情報提供

第26条 市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供するよう努めるものとする。この場合において、市長等は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。

2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、適切な情報伝達手段により、市民に積極的に提供するものとする。

決まってしまうからだと、市民が意見や提案を述べても、市政に反映するのは難しいよね。



だから、決まる前の「立案」の段階から積極的に情報提供することが書いてあるんですね。

広報さっぽろや市役所のホームページには、検討中のことも載っているよね。こういう情報があると、私たちも一緒に考えられるわ。



個人情報の保護

第27条 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

情報は何でも提供するのか？ プライバシーのことが心配だなあ。



個人情報はきちんと守られるということも書いてありますよ。



まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり

第28条 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。

2 まちづくりセンターは、町内会、自治会等の地縁による団体若しくは地域においてまちづくり活動を行うもの（地縁による団体を除く。）又はこれらの団体等により構成されるまちづくり協議会その他の団体が行うまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、次に掲げる支援を適切に行うものとする。

- (1) まちづくり活動の場及び機会の充実に関すること。
- (2) まちづくり活動に資する情報の共有に関すること。
- (3) まちづくり活動を行う団体間の連携の促進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくり活動に資する取組に関すること。



町内会、自治会などの地縁団体は、ごみや除排雪のことなど、毎日の暮らしに密着した活動をしています。



自分たちの地域のことは自分たちが一番分かっているよ。だから、地域の事情に合わせて自分たちで取り組んだら、早く解決できることもあるんじゃない。



うちの近所にも、まちづくりセンターがあるわよ。



10か所の区役所と、87か所のまちづくりセンターが、地域のまちづくりの拠点として、皆さんのまちづくり活動を応援します。

区におけるまちづくり

第29条 市は、区役所を拠点として、区民との協働により、区の課題及びその特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。

2 市は、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意を形成するための意見調整の場を設けるなどの支援を行い、その合意された意見を市政に反映するよう努めるものとする。

3 市は、複数の区に関する課題について、関係する区民の調整が図られるよう必要な支援を行うものとする。

第7章 他の自治体等との連携・協力

他の自治体等との連携・協力

第30条 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとする。

2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、北海道、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。

3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を札幌のまちづくりに生かすものとする。

第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し

市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価

- 第31条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。
- 2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

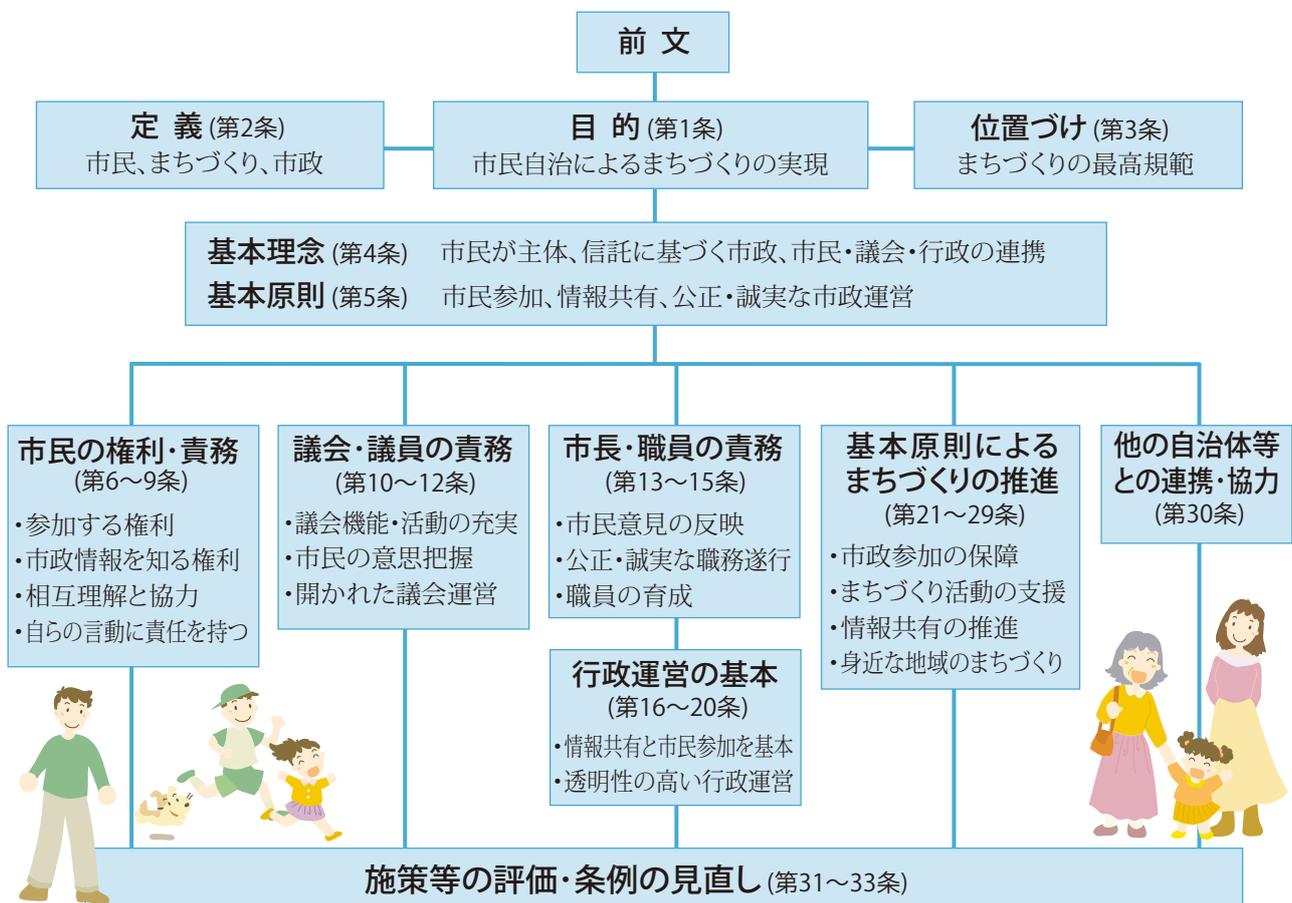
この条例の見直し

第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

市民自治推進会議

- 第33条 前2条の規定による市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度についての評価及びこの条例の規定についての検討を行うため、札幌市市民自治推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。
- 2 推進会議は、委員7人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験者、公募した市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、第2項の委員のほかに、推進会議に臨時委員を置くことができる。
- 7 推進会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(参考) 札幌市自治基本条例の構成



地域のまちづくりセンターを利用しよう

札幌市内に87か所ある「まちづくりセンター」は、地域のみなさんと連携しながら、地域の課題解決やコミュニティの活性化、ネットワークづくりに向けた取り組みを推進しています。まちづくりに関心のある方、活動に参加したい方はぜひ、お近くの「まちづくりセンター」へ！

札幌市のまちづくりセンター [全87か所]

■は、まちづくり協議会などの地域団体が運営している自主運営まちづくりセンターです。(令和2年4月現在)

中央区

●本府・中央	北1条西2丁目	TEL. 011-251-6353
●東北	北2条東2丁目	TEL. 011-251-8119
●苗穂	北1条東10丁目	TEL. 011-261-3669
●東	南2条東6丁目	TEL. 011-241-1696
●豊水	南8条西2丁目	TEL. 011-521-0204
●西創成	南5条西7丁目	TEL. 011-521-2384
●曙	南11条西10丁目	TEL. 011-511-0116
●山鼻	南23条西10丁目	TEL. 011-511-6371
●幌西	南11条西14丁目	TEL. 011-561-3256
●大通・西	南2条西15丁目	TEL. 011-280-7033
●南円山	南9条西21丁目	TEL. 011-561-2472
●円山	北1条西23丁目	TEL. 011-611-3367
●桑園	北7条西15丁目	TEL. 011-621-3405
●宮の森	宮の森2条11丁目	TEL. 011-644-8760

北区

●鉄西	北10条西4丁目	TEL. 011-726-5285
●幌北	北17条西5丁目	TEL. 011-726-6345
●北	北29条西7丁目	TEL. 011-726-4385
●新川	新川1条4丁目	TEL. 011-762-2604
●新琴似	新琴似7条4丁目	TEL. 011-761-4205
●新琴似西	新琴似7条14丁目	TEL. 011-762-8767
●屯田	屯田5条6丁目	TEL. 011-772-1260
■麻生	北39条西5丁目	TEL. 011-757-5810
●太平百合が原	太平8条7丁目	TEL. 011-771-9180
●拓北・あいの里	あいの里1条6丁目	TEL. 011-778-2355
●篠路	篠路4条7丁目	TEL. 011-771-2231

東区

●鉄東	北9条東5丁目	TEL. 011-721-3105
●北光	北18条東5丁目	TEL. 011-721-1271
●北栄	北25条東7丁目	TEL. 011-721-6336
●栄西	北39条東4丁目	TEL. 011-752-9536
●栄東	北41条東14丁目	TEL. 011-711-2203
■元町	北20条東20丁目	TEL. 011-781-5375
●伏古本町	伏古3条3丁目	TEL. 011-784-5534
●丘珠	丘珠町183-2	TEL. 011-781-4283
●札苗	東苗穂7条2丁目	TEL. 011-783-3608
●苗穂東	苗穂町3丁目	TEL. 011-742-4427

白石区

●白石	本通1丁目南	TEL. 011-861-8270
●東白石	本通13丁目南	TEL. 011-861-9262
●東札幌	東札幌2条4丁目	TEL. 011-811-9355
●菊水	菊水7条2丁目	TEL. 011-811-9445
●北白石	北郷2条3丁目	TEL. 011-874-0293
●北東白石	北郷3条12丁目	TEL. 011-875-3077
●白石東	本通18丁目南	TEL. 011-862-0813
●菊の里	菊水元町8条1丁目	TEL. 011-871-2355

厚別区

●厚別中央	厚別中央4条3丁目	TEL. 011-891-3907
●厚別南	厚別南1丁目	TEL. 011-891-1666
●厚別西	厚別西2条3丁目	TEL. 011-891-4555
●もみじ台	もみじ台北7丁目	TEL. 011-897-6121
●青葉	青葉町3丁目	TEL. 011-892-8177
●厚別東	厚別東4条4丁目	TEL. 011-897-2885

豊平区

●豊平	豊平6条7丁目	TEL. 011-811-9435
●美園	美園6条5丁目	TEL. 011-811-4119
●月寒	月寒中央通7丁目	TEL. 011-852-9288
●平岸	平岸2条7丁目	TEL. 011-811-9545
●中の島	中の島1条4丁目	TEL. 011-821-5841
●西岡	西岡4条5丁目	TEL. 011-854-0357
●福住	福住1条4丁目	TEL. 011-855-6615
●東月寒	月寒東3条17丁目	TEL. 011-853-9191
●南平岸	平岸2条14丁目	TEL. 011-814-1440

清田区

●北野	北野4条2丁目	TEL. 011-883-0373
●清田中央	清田6条2丁目	TEL. 011-884-7187
●平岡	平岡7条3丁目	TEL. 011-883-7100
●清田	清田1条2丁目	TEL. 011-883-7600
●里塚・美しが丘	里塚2条5丁目	TEL. 011-884-1210

南区

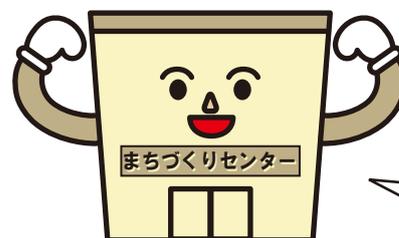
■真駒内	真駒内幸町2丁目	TEL. 011-581-3025
■石山	石山1条4丁目	TEL. 011-591-8734
■簾舞	簾舞3条6丁目	TEL. 011-596-2059
●藤野	藤野2条7丁目	TEL. 011-591-7041
●藻岩	川沿8条2丁目	TEL. 011-571-6121
■藻岩下	南34条西9丁目	TEL. 011-581-2001
■澄川	澄川3条2丁目	TEL. 011-821-8585
■芸術の森地区	石山東7丁目	TEL. 011-592-7009
●定山溪	定山溪温泉東4丁目	TEL. 011-598-2191

西区

●八軒	八軒1条西1丁目	TEL. 011-611-2221
●琴似二十四軒	琴似2条7丁目	TEL. 011-621-2508
●西町	西町南9丁目	TEL. 011-661-2591
●発寒北	発寒12条4丁目	TEL. 011-661-6262
●西野	西野6条3丁目	TEL. 011-663-0360
●山の手	山の手3条7丁目	TEL. 011-613-1929
●発寒	発寒5条7丁目	TEL. 011-664-6411
●八軒中央	八軒6条西2丁目	TEL. 011-615-9588

手稲区

●手稲	手稲本町3条1丁目	TEL. 011-681-2131
●手稲鉄北	曙7条3丁目	TEL. 011-684-0048
●前田	前田6条9丁目	TEL. 011-683-4422
●新発寒	新発寒5条4丁目	TEL. 011-684-5557
●富丘西宮の沢	富丘2条2丁目	TEL. 011-685-4745
●稲穂金山	稲穂3条5丁目	TEL. 011-684-4020
●星置	星置2条3丁目	TEL. 011-695-3222



身近な地域の
まちづくりを
支援します！

市民参加で、札幌がもっと好きになる。
～「さっぽろ市民参加メール」のご案内～

SAPPORO

自分の想いを市政に反映させたい!

社会や地域のために何かしたい!

「さっぽろ」のためにできる
二つの参加のカタチ

こんなカタチ①
「市政に参加する」

こんなカタチ②
「まちづくり
活動に参加する」

市政参加・
まちづくりの

参加機会をお知らせする
メールマガジンを配信しています

札幌市では、市民の皆さまが市政やまちづくり活動に参加できる機会について、メールマガジン「さっぽろ市民参加メール」で情報提供を行っています。

市の制度や事業などに対して意見や提案を述べ、市政へ意見を反映させる「市政への参加」（パブリックコメント、市民委員公募、ワークショップ、シンポジウムなどのご案内）と、札幌をより快適で住みよいまちにするための「まちづくり活動への参加」に関する情報（ボランティア・スタッフ募集、まちづくり活動に資する事業、制度やイベントなどのご案内）をお届けします。

※ 登録は無料ですが、メール受信の際に発生する通信料は受信者負担となります。

ぜひご登録ください!

<http://www.city.sapporo.jp/shimin/jichi/mail.html>

※札幌市ホームページ内で検索

市民参加メルマガ

検索



令和2年（2020年）4月

札幌市市民文化局市民自治推進室市民自治推進課

電話：011-211-2253／FAX：011-218-5156

E-メール：shiminjichi@city.sapporo.jp



さっぽろ市
01-002-17-2345
29-1-176

ホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/shimin/jichi/>